

平成27年8月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成27年8月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成27年8月6日（木）午後3時開議

2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第21号 平成28年度使用教科用図書の採択について
- 6 その他
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第21号 平成28年度使用教科用図書の採択について

5 出席者 田中 庸惠
五十嵐 芙美子
内田 茂男
平田 信江
平田 史郎

6 欠席者 小林 正貫

7 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
生涯学習部次長	秋本 悅生
学校教育部長	山元 幸惠
学校教育部次長	小松 秀夫
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫

青少年育成課長 小畔 春夫
社会教育課長 川野 修一
中央図書館長 大里 宗行
義務教育課長 井上 栄
学校安全安心対策担当室長 小倉 貴志
指導課長 山田 浩一
保健体育課長 永田 博彦
教育センター所長 北川 喜照

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主幹 根本 泰雄
" 副主幹 宮内由美子
" 副主幹 岡田 靖弘
" 主任 大島 裕美

○ 教育長

ただいまから、平成27年8月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において五十嵐委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、内田委員、平田史郎委員を指名いたします。それでは、議事の進行を五十嵐委員にお願いいたします。

○ 五十嵐委員

それでは、議案に入ります。議案第21号 平成28年度使用教科用図書の採択についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

ご異議がないようですので、同条第8条の規定により討論を行わず公開しないことといたします。ではこれより、議案第21号の審議に入りますが、会議規則第10条の規定により、指定する方以外は退席をお願いします。教育次長、各部部長、次長、教育政策室長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴者無し。指定職員以外退席】

○ 教育総務課長

五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○ 五十嵐委員

議事を再開いたします。議案第21号 平成28年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

公立学校の教科用図書の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にございますことから、平成28年度に使用する小・中学校の教科用図書、及び特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について議決を求めるものでございます。本年は、中学校で使用する教科用図書の4年に1度の採択の年になります。教科用図書の採択につきましては、市川市・浦安市の二市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図

書を採択することとなっております。本日までに、両市による採択地区協議会が、6月8日、7月13日、7月15日と3回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員、大嶋校長会連絡協議会会长、内田特別支援教育研究連盟理事長（信篤小学校校長）、立原P.T.A連絡協議会会长と、わたくし指導課長の6名が協議会委員として出席いたしました。採択に係る具体的な協議内容でございますが、1つ目、平成28年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科書を選定すること。2つ目、平成28年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、中学校用教科書目録に搭載されている教科書のうちから選定すること。3つ目、特別支援教育につきましては、使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とするため、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版図書及び拡大教科書を選定すること。の3点でございました。はじめに、平成28年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科書を選定することとなっておりますので、資料（表1）のとおり選定いたしました。つぎに、平成28年度に中学校で使用する教科用図書について、選定した各教科用図書の発行者とその選定理由についてご説明いたします。資料（表2）をご覧ください。【国語】は、「教育出版」を選定しました。理由といたしましては、まず「道しるべ」が要所要所に示されており、子どもたちが学びやすい構成となっております。また、表示が見やすいものとなっていて、例えば、古典では現代語訳が原文のとなりに併記されており、しかも青色を使っていてフォントサイズも落としてあるなどの見やすい工夫がされています。また、言語活動について、意見文の作成のところでは、「マッピング作り」や「スマールステップ」などを使っていて、子どもたちが主体的に学習を進めていくことができるような手立てが講じられております。また、現在も教育出版を使用しておりますが、さらに細かい配慮がなされていること、これまでの教材が90%以上引き継がれていることから、これまでの教員の指導力の維持という観点からも、教育出版を選定いたしました。【書写】は、「光村図書」を選定いたしました。理由といたしましては、行書の筆遣いについて基礎基本を押さえてあり、筆運びが円滑に進むようにアプローチの仕方が非常によく書かれております。また、書写が中学校で終わってしまう子どもがいるという状況の中で、補助教材の内容という観点において、光村図書は充実しておりました。例をあげますと、エアメールの書き方、宅配便の依頼票の書き方、行書の細かい一つ一つの資料など、実生活に役立つ内容が豊富に記載されております。以上のことから、光村図書を選定いたしました。【社会（地理的分野）】は、「帝国書院」を選定いたしました。理由といたしましては、データが豊富であり、また資料が的確で、その地域を学ぶための資料が整えられており、本文を読まなくてもその地域を把握し、理解することが

できる構成になっております。例えば、南アメリカや北アメリカといった地域を始めて学ぶとき、普段見慣れている映像や知っていることが最初の単元のとびらに写真で大きく取り上げられているので、親近感を持って関心意欲を引き出すことができるようになっております。このような構成は、どの子にとっても分かりやすく、また学びやすさにもつながっております。また、地図上のグラフや写真などについては、どの子にも分かりやすい資料提示をしております。以上のことから、帝国書院を選定いたしました。【社会（歴史的分野）】は、帝国書院を選定いたしました。理由といたしましては、単元の入口で子どもたちの心をつかみながらそれを持続させる構成となっており、その時代を概観するのに、イラストでその時代の特徴が大きく示されております。例えば、鎌倉時代では武具を使って訓練をしているような武士集団の状況が描かれています。こうした配慮により、その時代に興味深く入り込んでいけるようなものとなっております。また、主体的に学習が進められるように、導入の扱いが丁寧に構成されております。以上のことから、帝国書院を選定いたしました。【社会（公民的分野）】は、東京書籍を選定いたしました。理由といたしましては、導入が丁寧に扱われており、段階を一つずつ踏みながらさらに発展的な学習につなげができる構成となっております。公民を学んでいく上で、子どもたちがこれから日本の社会を形づくる主体者として、自分の問題としてとらえていくことが重要ですが、その意味で、例えば選挙教育のところでは、実際に選挙を自分たちがある例にそって体験する項目が設けられていたり、多数決で決めることが民主主義に必要なツールであるのかといったことも体験させる中で、自分の問題としてとらえられるように言語活動を含む取り上げ方になっております。以上のことから、東京書籍を選定いたしました。【地図】は、帝国書院を選定いたしました。理由といたしましては、色分けの仕方がどの子にとっても見やすい配色となっており、興味関心を持っていろいろな学習に応用できる構成になっております。例えば、歴史上の出来事も記載されておりますが、帝国書院には年代も付されており、地図を追うなかで、歴史と合わせて地理的に考察し、学べるようになっております。以上のことから、帝国書院を選定いたしました。【数学】は、啓林館を選定いたしました。理由といたしましては、教科書の構成において、子どもたちが教科書で作図をした時に、喜びを感じながら作図できるように配慮されているということです。ピタゴラスの定理を例にとりますと、追体験をするという点において人類が始めて三平方の定理を発見するわけですけれども、それと同じ感動を味わえるようにバリエーションのある作図の配慮がなされているのは啓林館でありました。また、方程式のところでは、ペットボトルやハガキを使って説明をしておりますが、質量をはかるところで、デジタルの天秤を使うなど、正確な推論ができるような内容のものが啓林館でした。以上のことから、啓林館を選定いた

しました。【理科】は、大日本図書を選定いたしました。理由といたしましては、小学校の勉強からさらに発展して学習していく中で、「なぜだろう?」という疑問から実験の結果を通して発展していくその論理的な整合性は、大日本図書がすぐれておりました。また、課題の提示が子どもたちの興味をひく構成であり、例えばメンデルの法則の追体験の部分で、親、子、孫の代の形質の現れ方を示し、「どうしてなんだろう?」という最初の課題の提示が上手であり、他にはないものとなっています。現在も大日本図書を使用しており、若手の教員にとっても継続して学ぶことができるとともに、指導のしやすさもあげられます。以上のことから、大日本図書を選定いたしました。

【音楽（一般）】は、教育芸術社を選定いたしました。理由といたしましては、音楽学習マップというシラバスが掲載されており、見通しをもって学習ができる構成となっております。題材においても、発達段階に応じた配列がなされています。声の出し方や指揮については、発声法についての記述や指揮の意味である表現にまで追及をするという、芸術という観点で常に貫して指導がなされています。発声法についての記述は、子どもたちがその部分を見れば発声法を振り返りながら主体的に学べる内容となっております。以上のことから、教育芸術社を選定いたしました。【音楽（器楽合奏）】は、教育芸術社を選定いたしました。理由といたしましては、「音楽（一般）」と同じ観点で見た場合、シラバスである学びの学習マップが示されており、芸術性に配慮された内容であることから、子どもたちが学びやすく、教師も指導しやすい教科書となっております。また、造本も細かい配慮がみられます。以上のことから、教育芸術社を選定いたしました。【美術】は、開隆堂出版を選定しました。理由といたしましては、美術の場合、作品にインパクトがあり、子どもたちがそれを作つてみたいと思うことが最も大切な部分であり、それに最もふさわしいのが開隆堂出版であるといえます。子どもたちのイメージが膨らんでいくような内容であり、教師の指導のしやすさにも配慮がされております。以上のことから、開隆堂出版を選定いたしました。【保健体育】は、大日本図書を選定いたしました。理由といたしましては、今日的課題を適切に設定していること、また子どもたちにとって見やすい構成であることです。また、研究調査委員からの報告の内容にありましたが、市川市の健康教育の取組を紹介しているという点で、地域の実態に最も当てはまるものと解釈すべきと考えました。以上のことから、大日本図書を選定いたしました。【技術・家庭（技術分野）】は、東京書籍を選定いたしました。理由といたしましては、作業工程が見通しを持って取り組むことができる構成となっていること、時間数が少ない中で適切な分量であること、情報モラルに関してはプラス面とマイナス面のバランスを取り記述されていることなどが挙げられます。以上のことから、東京書籍を選定いたしました。【技術・家庭（家庭分野）】は、東京書籍を選定いたしました。理由といたしまして

は、子どもたちにとって、わかりやすい提示になっていることがあります。例えば「食品アレルギー」の説明では、実際のラベルの写真を使って説明をしています。また、ミシンの実習の内容では、小学校とのつながりから、適正な情報量で、わかりやすく記載されております。以上のことから、東京書籍を選定いたしました。【英語】は、三省堂を選定いたしました。理由といったしましては、適度な単語量であること、小学校でなじみのある紙面構成になっていること等があげられます。さらに、子どもたちが会話を楽しみながら学んでいくことができ、その過程で新たな単語や文法的なことを学べるようにならざるを得ない端的に抑えられている内容になっております。このことは、小学校の外国語活動からの移行を円滑にすることができます。また、教師もどのように教えたらいいのか、わかりやすい構成になっております。以上のことから、三省堂を選定いたしました。最後に、平成28年度小・中学校の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、資料（表3）をご覧ください。使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童の実態に応じた選択を可能とするため、文部科学省検定済教科書・文部科学省著作教科書・学校教育法附則第9条の規定による一般図書・点字版教科書・拡大教科書の全てを一括して選定いたしました。これにより議決いただきたく提案するものでございます。以上よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいですか。質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 教育総務課長

それでは、ここで非公開議案を回収いたします。退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成27年8月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)